

事務連絡
平成28年3月31日

被災3県災害公営住宅担当課

国土交通省住宅局
住宅総合整備課

災害公営住宅整備事業の実施について

災害公営住宅については、特に、その早期供給が強く求められているところです。また、その整備にあたっては、道路や高齢者生活支援施設等の一体的な整備が行われることがありますが、これらの施設については、事業が進捗する中で、関係部局や周辺住民等との調整を経て、その配置や設置・運営主体等が決定されていくため、これらの内容が確定するまでには一定の期間を要しているところです。

こうした状況の中で、災害公営住宅の早期供給実現の観点からは、これらの施設を含めた団地の整備計画確定前に用地取得等を行わざるを得ないのが実情であり、一般的には、基幹事業である災害公営住宅整備事業の用地取得造成事業により、一団の土地がその用地として取得されているところです。

つきましては、基幹事業として一体的に事業着手されたものの、その後の事業進捗に伴い事業内容が具体化、確定し、一般公衆の用に供するものとして道路部局に移管される道路や福祉部局等において管理されることとなる高齢者生活支援施設等の用地取得造成又は工事費について、効果促進事業（東日本大震災復興交付金の市街地復興効果促進事業及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の避難者支援事業等を含む。以下同じ。）として実施することが適切なものについては、下記により手続きを行うようしてください。

なお、本通知の内容については復興庁とも調整済みです。

記

1. 本手続きは、災害公営住宅整備事業を実施する場合であって、その一団の土地の用地取得等の後、事業内容が具体化した結果、団地整備に際して一体的に整備される施設が基幹事業ではなく効果促進事業により実施することが適

当であることとなった場合に適用する（単年度事業により実施し、繰越手続きを経たものは除く）。

2. 1. に該当するに至り次第、東日本復興交付金事業の場合にあっては別紙1に掲げる手続きを、福島再生加速化交付金事業の場合にあっては別紙2に掲げる手続きを速やかに行うこと。
3. なお、本通知前に施設が完成している場合にあっては、額の確定までに上記2.に掲げる手続きを行うこと。

以上

(別)紙1)

■東日本大震災復興交付金事業の場合に必要な手続きについて

(額の確定前の場合)

効果促進事業の場合		市街地復興効果促進事業の場合
事業計画 (基幹事業が 位置付けられ ている事業計 画)	<p>【事業計画の変更】制度要綱第1の7①に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果促進事業の追加（基幹事業を減額した範囲内） 基幹事業に係る事業費の減額 備考欄において、事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促進事業への見直しである旨を明記 	<p>【年度末に変更後の事業計画を提出】制度要綱第1の7⑤に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 要素事業の追加なし（市街地復興効果促進事業のため） 要素事業の事業費の変動なし（市街地復興効果促進事業について配分可能限度額で交付決定されているため）
交付申請書 (基幹事業の 交付決定を受 けた申請)	<p>【交付決定の変更申請】要領第2の1に該当</p> <p>※ 要素事業の新設を伴うものであるため、転変に非該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果促進事業の追加（基幹事業を減額した範囲内） 基幹事業に係る事業費の減額 備考欄において、事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促進事業への見直しである旨を明記 	<p>【軽微変更として手続き不要】要領第2の4に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 要素事業の新設・廃止なし（細要素事業の新設） 交付決定単位毎の交付決定額の変更なし 事業計画毎の交付額に変更なし
用途内証書		<p>【用途内証書の変更提出】要領第10の1第三号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 細要素事業の追加
注意事項		市街地復興効果促進事業に係る配分額全額を執行している場合は、市街地復興効果促進事業に振り替えることはできないので、効果促進事業とし、左欄の手続きをとる必要あり。

(額の確定後の場合)

上記手続きを行った上で額の再確定を行う、又は、単に差額分を減じて額の再確定を行う

■福島再生加速化交付金事業の場合に必要な手続きについて

(額の確定前の場合)		避難者支援事業等（長期避難者生活拠点形成）の場合	効果促進事業等（帰還環境整備）の場合
事業計画 (基幹事業が 位置付けられ ている事業計 画)	【事業計画の変更】実施要綱第1の7①に該当 ・ 避難者支援事業等の追加（生活拠点事業を減額した範囲内） ・ 生活拠点事業に係る事業費の減額 ・ 備考欄において、事業内容の確定に伴う生活拠点事業から遅 難者支援事業等への見直しである旨を明記	【事業計画の変更】実施要綱第1の7①に該当 ・ 効果促進事業等の追加（基幹事業を減額した範囲内） ・ 基幹事業に係る事業費の減額 ・ 備考欄において、事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促 進事業等への見直しである旨を明記	
交付申請書 (基幹事業の 交付決定を受 けた申請)	【交付決定の変更申請】交付要綱第9条／軽微変更等の規定なし ・ 効果促進事業の追加（基幹事業を減額した範囲内） ・ 基幹事業に係る事業費の減額 ・ 備考欄において、事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促 進事業への見直しである旨を明記	【交付決定の変更申請】交付要綱第9条／軽微変更等の規定なし ・ 効果促進事業の追加（基幹事業を減額した範囲内） ・ 基幹事業に係る事業費の減額 ・ 備考欄において、事業内容の確定に伴う基幹事業から効果促 進事業への見直しである旨を明記	
注意事項			

(額の確定後の場合)

上記手続きを行った上で額の再確定を行う、又は、単に差額分を減じて額の再確定を行う